

町田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年(2015年)8月27日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

町田市子ども・子育て会議条例（平成25年10月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「事務」の次に「に関すること。」を加え、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、「ほか、」の次に「子ども・子育て支援に関し」を加え、「事務」を「事項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画に関すること。

第4条第1項中「13人」を「15人」に改め、同条第2項第4号中「子ども・子育て支援に関係する者」を「保健医療関係団体」に改め、同項第6号中「保護者」の次に「で市内に住所を有するもの」を加え、同項に次の1号を加える。

（7）前各号に掲げる者のほか、子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が適当と認める者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年12月17日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間に委嘱された委員の任期は、改正後の町田市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

町田市子ども・子育て会議条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。</p> <p>(1) <u>法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に規定する市町村行動計画に関すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4条 子育て会議は、委員<u>15人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>保健医療関係団体の代表</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 公募による保護者<u>で市内に住所を有するもの</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げる者のほか、子ども・子育て支援に係る者のうち市長が適当と認める者</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。</p> <p>(1) 法第77条第1項各号に掲げる事務</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事務</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4条 子育て会議は、委員<u>13人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援に係る者の代表</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 公募による保護者</p>